

「三者検討会実施要領の運用」新旧対照表

改 正 後	現 行	摘 要
<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">三者検討会委託業務共通仕様書</p> <p>・目的 ~ 本業務は、<u>工事着手前及び施工途中</u>において、発注者・施工者(受注者)・設計者(コンサルタント)の三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打ち合わせ、工事施工をより確実なものとするを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(現 行 ど お り)</p> <p>3. 三者検討会 検討会での確認事項は以下に示すものとする。</p> <p>(1) 施工者による報告 ・施工者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。 この際、現場不符号等に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。</p> <p>(2) 発注者による回答 ・発注者は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。</p> <p>(3) 設計者による説明 ・設計者は、資料等により設計意図及び施工上の留意点等を的確に説明するとともに、必要により施工者からの質問等に回答する。</p> <p>(4) 三者による確認 ・検討会の各出席者は、設計図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件、意図及び施工上の留意事項について確認する。 ・打ち合わせた内容などは、検討結果協議簿により整理する。 なお、検討会において確認された現場不符号等のうち、再調査や再計算が必要となる事項は発注者・施工者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。</p> <p>(5) 設計・施工に係る意見交換 ・上記確認事項の他、設計・施工に係る事項の中で、新技術やコスト縮減に関する提案などがあれば意見交換を行う。</p> <p>(6) 以降の活用 ・以降の検討会の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期などについて協議し、三者の合意により決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(現 行 ど お り)</p> <p style="text-align: center;">(現 行 ど お り)</p>	<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">三者検討会委託業務共通仕様書</p> <p>・目的 ~ 本業務は、<u>工事発注後に</u>、発注者・施工者(受注者)・設計者(コンサルタント)の三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打ち合わせ、工事施工をより確実なものとするを目的とする。</p> <p>1. 事前準備 ~ 2. 質問回答への準備</p> <p>3. 三者検討会 検討会での確認事項は以下に示すものとする。</p> <p>(1) 施工者による報告 ・施工者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。 この際、現場不符号等に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。</p> <p>(2) <u>工事監督員</u>による回答 ・<u>工事監督員</u>は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。</p> <p>(3) 設計者による説明 ・設計者は、資料等により設計意図及び施工上の留意点等を的確に説明するとともに、必要により施工者からの質問等に回答する。</p> <p>(4) 三者による確認 ・検討会の各出席者は、設計図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件、意図及び施工上の留意事項について確認する。 ・打ち合わせた内容などは、検討結果協議簿により整理する。 なお、検討会において確認された現場不符号等のうち、再調査や再計算が必要となる事項は発注者・施工者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。</p> <p>(5) 設計・施工に係る意見交換 ・上記確認事項の他、設計・施工に係る事項の中で、新技術やコスト縮減に関する提案などがあれば意見交換を行う。</p> <p>(6) 以降の活用 ・以降の検討会の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期などについて協議し、三者の合意により決定するものとする。</p> <p>4. 検討結果協議簿作成</p> <p>・その他 ~</p>	